

一九四〇年（昭和十五年）十月十五日、ホワイト、ハウスから
なされたる新聞發表

十月十日、大統領は武器、彈藥、兵器製造器械、機具並びに國防上必要なる其他の物品、資材を徵發する權限を大統領に附與する法令を承認した。一九三五、一九三六、一九三七年及一九三九年の中立法並びに一九四〇年七月二日の輸出統制法に依り國防上必要な一定の物品及資材は輸出許可制の下に統制されて來た。輸出統制法の議會通過以來、多くの許可申請は輸出統制官に依つて斯かる輸出は國防上の利益に反するものと決定されて却下された。輸出許可を却下された物品、資材は多くの場合既に賣却済で權利は外國の買手へ移つてゐたものであつた。或る場合には買手は同品や材料を米國內で買りたくなかつたり、或は彼等が代理店として同賣して居た爲めに、合法的に米國內で品物を賣ることか出来なかつた、といふことかあつた。此の心態は機械工具類の輸入の場合